

変更届出・書換申請

(代表者変更:前代表者が役員を辞任し、役員以外の者が新代表者になる場合)

【必要書類】

書類名	備考
変更届出・書換申請書 (別記様式第6号その1(ア))	記載要領は次頁以降の記載例参照
法人履歴事項全部証明書(法人の登記事項証明書)	
新代表者にかかる「誓約書(役員用)」	古物営業法第4条第1号～第8号に掲げる欠格事由に該当しない旨を記載
新代表者にかかる「略歴書」	最近5年間の略歴を記載
新代表者にかかる「住民票の写し」	住所地を管轄する市区町村が発行した原本 (コピー機で複写したものは不可) 本籍(外国人は国籍)記載のものに限る
新代表者にかかる「身元(身分)証明書」	本籍地を管轄する市区町村が発行したもの

【届出期限】

変更があった日から20日以内

【届出先】

主たる営業所を管轄する警察署

【書換手数料】

1,500円

- ※ 申請手数料は長崎県収入証紙で納付してください。
- ※ 警察署内(大村警察署を除く)でも、長崎県収入証紙を購入できます。
- ※ 法人履歴事項全部証明書(法人の登記事項証明書)、住民票の写し、身元(身分)証明書は、変更届出・書換申請書の提出日から起算して3か月以内のものをご準備ください。

別記様式第6号その1(ア)(第5条関係)

資料区分	21	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	書換交付日	5. 令和	年	月	日

変更届出書
書換申請書

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。
古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。

長崎県 公安委員会 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出(申請)者の氏名又は名称及び住所

長崎市松が枝町〇番〇号

株式会社アンティーク

(代表 佐世保 一郎) (←※新しい代表者)

許可の種類	(1)古物商 2.古物市場主
許可証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
許可年月日	3.昭和 4.平成 5.令和 2:0年 1:1月 0:1日
氏名又は名称	(フリガナ) アンティーク (漢字) 株式会社アンティーク

変更・書換事項

変更年月日	3.昭和 4.平成 5.令和	年	月	日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)			
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人			
住所又は居所	都道府県 市区町村 電話 () 番 (内線) 本(国)籍 ()			
行商をする者であるかどうかの別	1.する 2.しない			
主として取り扱う古物の区分	01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 04自動車 05自動二輪車・原付 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類 (いずれか1つに〇を付けること)			

変更区分	1.削除: 従前の代表者等を削除(旧欄のみ記載) 2.追加: 新たに代表者等を追加(新欄のみ記載) 3.変更: 旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4.交替: 従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)	
変更年月日	3.昭和 4.平成 5.令和 0:3年 0:1月 2:0日	
代表者等	種別	(1)代表者 2.役員 3.法定代理人
	氏名	(フリガナ) 長崎 太郎 (漢字) 長崎 太郎
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 (3) 4 5 0:0:4:0 0:1 2:0
	住所	種別 (1)代表者 2.役員 3.法定代理人 (フリガナ) 佐世保 一郎 (漢字) 佐世保 一郎 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 (4) 5 0:0:0:1 1:1 2:0 長崎 都道府県 長崎 市区町村 浅子町〇番地〇 電話 (000) 000 - 0000 番 (内線) 本(国)籍 ()

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。